

令和4年9月12日

学校法人静岡理工科大学
理事長 杉浦 哲 様

静岡北高等学校スクールバスに関する
道路運送法違反特別調査委員会
委員長 藤浪 和夫

調査結果についてのご報告

令和4年6月29日に「静岡北高等学校スクールバスに関する道路運送法違反特別調査委員会」を設置し、これまで調査を行ってまいりましたが、調査結果について、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 委員会並びに調査の概要

(1) 委員会の構成

- ①委員 : 
②オブザーバー : 
③事務局 :  (記録)


(2) 委員会開催

- ①第1回委員会 令和4年7月6日
②第2回委員会 令和4年8月2日
③第3回委員会 令和4年8月17日

(3) 調査期間

令和4年6月29日～令和4年8月17日

(4) 調査実施内容

- ①静岡北高等学校（以下、静岡北高校） 現地調査
日時 : 令和4年7月20日
場所 : 静岡北高校第一応接室
出席者 : 

調査側出席者： [REDACTED]

調査内容： スクールバス運営の経緯に係る聞き取り
スクールバス関連書類の確認

②星陵高等学校（以下、星陵高校） 現地調査

日時： 令和4年7月21日

場所： 星陵高校応接室

出席者： [REDACTED]

調査側出席者： [REDACTED]

調査内容： スクールバス運営の経緯に係る聞き取り
スクールバス関連書類の確認

③星陵高校 関係者ヒアリング（平成5年～平成15年頃の関係者）

日時： 令和4年7月27日

場所： 星陵高校応接室

出席者： [REDACTED]

平成7年～9年 [REDACTED]

平成10年～14年 [REDACTED]

[REDACTED]

平成7年～15年 [REDACTED]

[REDACTED]

平成5年～6年 [REDACTED]

平成7年～15年 [REDACTED]

（交替で1人ずつ実施）

調査側出席者： [REDACTED]

調査内容： 当時のスクールバス運営についての聞き取り

④静岡北高校 関係者ヒアリング（平成5年～平成15年頃の関係者）

日時： 令和4年7月29日

場所： 静岡北高校応接室

出席者： [REDACTED]

平成8年～14年 [REDACTED]

[REDACTED]

平成10年～13年 [REDACTED]

[REDACTED]

平成9年 [REDACTED]

（交替で1人ずつ実施）

調査側出席者： [REDACTED]

調査内容： 当時のスクールバス運営についての聞き取り

2. 中高部門におけるスクールバス運営の経緯

静岡北高校は、平成7年に自己所有バス2台を利用して、スクールバスの運行を開始した。これに先立ち、この前年である平成6年に、星陵高校において運行を開始したのが本学園の中高部門におけるスクールバス運営の始まりであり、この際の運営手法に倣う形で、静岡北高校においてスクールバス運営が始まっている。

このため、本調査委員会は、静岡北高校のスクールバス運営について調査をすることを目的としているが、最初に、星陵高校においてスクールバスを導入した時点からこれまでの経緯についての調査結果を報告する。

(1) 平成5年 星陵高校においてスクールバスの導入を検討していた。

■■■■の両名は、平成5年2月18日に、中部運輸局静岡陸運支局旅客課の■■■■に事前相談に赴いた。

その際、「学校が生徒の登下校のためにバスを運行するとしても、生徒からバス代を徴収する事は、道路運送法に触れることであり、違法行為である。学校の中のPTA等外郭団体が、一定の枠を設けて、バス運行に対する助成をすることはいけないが、学校に対する特定では無い助成・寄付で運行することはやぶさかではない。」旨の話があった。

星陵高校としてはこれを、PTA(星光会)から、学校に対する「バス援助金」等ではない名目での寄付をし、それをもって運行すれば問題が無いという解釈をした。

一方で、星光会は、スクールバス利用の有無に関わらず基本的には保護者全員が加入する団体であるため、星光会で集めたお金を、スクールバス運行に充てることは、バスを利用する生徒としない生徒の間に差異が生じることになり、星光会の理解は得られないであろうと考えた。

そこで、星陵高校としては、利用生徒の父母による団体を設け、その団体に集めた寄付を、(バス代としてではなく)施設設備の助成として星光会に寄付をし、その寄付を星光会から学校に施設設備に対しての寄付として学校会計に入れるというスキームを組み立てるに至った。

【関連資料 添付資料(1)】

●平成5年2月19日付

「スクールバス実施に伴う陸運事務所訪問について」 作成者：■■■■

(2) 平成6年 星陵高校においてスクールバスの運行をスタートした。

前述の利用生徒の父母による団体として、「通学友の会」を立ち上げ、利用者から「協力金」の徴収を開始し、星光会を通して星陵高校に寄付することにより、バスの運営費用に充て、学校自バス2台の運行を開始した。

平成6年3月25日には、中部運輸局静岡陸運支局長宛に、■■■■

名で道路運送法及び関連法令を遵守する旨の「誓約書」2台分（三菱製：乗車定員57人のバス、いすゞ製：乗車定員53人のバス）を提出している。

【関連資料 添付資料（2）】

●平成6年3月25日付

「誓約書」2通 星陵高等学校 [] 名 中部運輸局静岡陸運支局長宛

（3）平成9年 星陵高校に陸運からの問い合わせがあった。

中部運輸局静岡陸運支局から星陵高校に対して「星陵高校の保護者の立場にあるという匿名の方から、星陵高校のスクールバスは白ナンバーにも関わらず利用者から協力費を徴収しているようだが違法行為では無いかという内容の問い合わせがあった。」とのことで、これについての確認がなされた。

これに対し、 [] の4名が、中部運輸局静岡陸運支局の [] 並びに [] を訪問し、協力費を徴収していることも含め、スクールバスの運行に関する概況を説明したところ、次の指摘と指導があった。

指摘：「スクールバスを利用している生徒から、会費、協力費等を1円たりとも徴収することは違法行為であり、星陵高等学校のやっていることは、対価に該当することで、明らかに、違法行為である。」

指導：「安全確保の上で、地元の営業会社をスクールバスとして導入したらどうか。」

この指摘並びに指導に対して、平成9年9月24日付、星陵高等学校 [] 名で、中部運輸局陸運支局旅客第一課長宛に、次のとおり対応し改善する（した）旨を報告している。

- ・今後、スクールバス利用者から利用についての費用は一切徴収しない。
- ・外郭団体の通学父母の会を持って運営してきたが、この会も平成9年9月12日を持って解散した。
- ・運行目的の趣旨を踏まえ、営業会社のスクールバスの導入については、金額的に高額になるため現段階では見合わせたい。

【関連資料 添付資料（3）（4）（5）】

●平成9年7月22日付

「スクールバス運賃徴収の件について」 作成者： []

●平成9年8月4日付

「星陵高等学校 スクールバス運行に関わる陸運局からの指導事項について（報告）」

作成者： []

●平成9年9月24日付

「陸運支局指導事項（スクールバス運行にともなう）の改善について（報告）」

作成者： []

(4) 平成10年 星陵高校においてスクールバス安全運行委員会を発足。

前年に陸運に対しては、「営業会社のスクールバス導入については金額的に高額になるため現段階では見合わせたい。」旨の報告をしたが、スクールバス利用希望者の増加により自バス2台だけでは不足することになり、富士中央観光バス3台を契約した。

同時に、星陵高等学校スクールバス安全運行委員会を立ち上げた。(会則の制定日が平成10年4月1日とされている。)

これに伴い、「スクールバス安全運行委員会」会計(委託バス会計)と、学校バス会計の2本立てとなった。

なお、当時は業者委託バスに乗る生徒からのみ利用料を徴収しており、半期ごとに路線を変更する(自バスと業者委託バスを入れ替える)ことにより、自己所有バスの利用者から対価を徴収しないことを前提とし、外部委託バス利用者と自己所有バス利用者との間の利用料金の公平性を保っていたようだ。([] 並びに [] の話であり書類は残っていない。)

【関連資料 添付資料(6)】

●何日付かは不明

「星陵高校スクールバス安全運行委員会会則」

(5) 平成13年 陸運から星陵高校に対して徴収した利用料金の使途についての指摘。

平成13年2月に、陸運局から「利用料金は営業車のために使わなくてはならず、自バスの修理等へは使うことはできない。」との指導があり、これに基づいて平成13年度からは、自バスの修繕費等は、学校会計から支出することにした。

この際、陸運からは利用料金自体についての指摘は特段無かった。

【関連資料 添付資料(7)】

●平成13年7月26日付

「第1回スクールバス安全運行委員会議事録」

(6) 平成19年 「スクールバス運営・会計の検討」

平成17年より、スクールバスに関連して監事監査並びに会計士監査の指摘を受けていたこともあり、平成19年11月20日付のレポート「スクールバス運営・会計の検討」のとおり法人室が検討を行った。

主な指摘内容としては、次のとおり。

- ・料金体系が複雑であり事務処理が煩雑化している。
- ・委託バス運営については、スクールバス安全運行委員会が徴収する利用料をもって支出に充てているが、消費税の納付は学校会計で行われているという矛盾がある。
- ・学校会計からの支出が増えてきており、未利用者への負担増となり公平性を欠いている。
- ・委託業者との契約が校長と安全運行委員会委員長の三者契約であり、責任の所在が曖昧で

ある。

・同じ学校法人でありながら、星陵高校と静岡北高等学校（以下、静岡北高校）の間で会計処理や運営方法が異なっている。

この検討資料の中では、「陸運局の指導により、利用料収入は白バス費用に充てることができない。」「委託バス費用を超過すると、白バス費用分も支出したとみなされ、陸運局の規定に反したことになる。」「利用料を値上げした場合、利用料収入が委託バス費用を超過して、陸運行政上の問題に抵触することとなる。」というような記述がある。

【関連資料 添付資料（8）】

●平成 19 年 11 月 20 日付

「スクールバス運営・会計の検討」 作成者： ██████████

（7）平成 21 年 「平成 21 年度以降のスクールバス運営方法について」

星陵高校並びに静岡北高校のスクールバス運営方法について、平成 21 年 3 月 11 日開催の常務理事会において承認の後、平成 21 年 4 月 8 日に、経理通知として所属長並びに出納員に対して ██████████ の名前で通知。

- ・星陵高校並びに静岡北高校における取り扱いを統一した。
- ・これまでは利用料のみを徴収していたが、利用料と、会費（車両購入及び教育の支援のための財源等）に分けて徴収することとした。
- ・利用料収入は補助活動収入として学校会計に組入れ、委託バスの経費は補助活動支出として学校会計から支出することとした。
- ・利用料は距離を勘案し、静岡北高校で 2 パターン、星陵高校で 5 パターンとした。
- ・委託バス業者との契約は業者と学園の間で、理事長名で行うこととした。

また、平成 21 年度に作成したと思われる「スクールバス運営事業計画」の中で、過去の経緯を振り返っており、概ねこれまで記載してきた通りであるが、相違点が 2 点ある。

- 1 点目：「平成 6 年度から富士方面へ学校バス 1 台を運行した。」について、平成 6 年に陸運に対して誓約書を 2 台分提出していることから、「1 台」については錯誤では無いかと思われる。
- 2 点目：「平成 10 年度から、利用料収入は業者委託バスの支払だけに充てることにした。」とあるが、（4）で触れたように、「当時は業者委託バスに乗る生徒からのみ利用料を徴収しており」という証言もある。業者委託バスに乗る生徒のみから利用料を徴収していたという明確な記録は残っておらず、いずれが事実なのかは証明できないが、少なくとも、この書類を作成した平成 21 年の時点では、「利用料収入を徴収しても、業者委託バスの支払いだけに充てれば、適正な処理である。」という認識があったことが伺える。

【関連資料 添付資料（9）（10）】

●平成 21 年 4 月 8 日付

「平成 21 年度以降のスクールバス運営方法について」 経理通知第 21-1 号

●何日付かは不明

「スクールバス運営事業計画」

(8) 現在に至るまで

平成 21 年度に行われた検討以降、現在に至るまでの間におけるスクールバス運営の検討に係る資料は確認できず、この時の内容で現在まで運営が続いている。

(9) まとめ (星陵高校)

- ①平成 6 年にスクールバス運営を開始した当初、利用生徒の父母による通学友の会（星光会の下部組織）で集めた寄付を、施設設備の名目で星光会に寄付し、その寄付を星光会から学校に施設設備に対しての寄付として学校会計に入れるスキームが違法では無いと考えられていた。
- ②平成 9 年に陸運より、このスキームが違法であるとの指摘を受け、通学友の会を解散し、コストの関係から外部委託バスの利用も見送り、利用料を徴収しない形で自バス 2 台によるスクールバスを運営することと決めた。
- ③平成 10 年について、平成 9 年 9 月の時点では、自バス 2 台のみで運営する予定でいたが、スクールバス利用希望者がバス 2 台では足りない程に多く、外部委託バス（富士中央観光バス）3 台を契約した。なお、自バス利用者からは料金を徴収せず、外部委託バスの利用者からのみ料金を徴収していた。
- ④平成 13 年には、陸運から指導が入るが、これは徴収した利用料金を自バスの修理等へ使用していたことに対する指導であった。この時の記録には「利用料金は営業車のために使わなくてはならず…」という表現があり、「外部バスの利用者からのみ利用料金を徴収できる。」が、少しずつ誤った解釈になってきたのではないかと考えられる。
- ⑤以降、しばらくの期間は特段の記録は残っていなかったが、平成 19 年の資料においては、「陸運局の指導により、利用料収入は自バス費用に充てることができない。」「委託バス費用を超過すると、自バス費用分も支出したとみなされ、陸運局の規定に反したことになる。」「利用料を値上げした場合、利用料収入が委託バス費用を超過して、陸運行政上の問題に抵触することとなる。」というような記述があることから、平成 10 年から平成 19 年までの間に、「徴収した利用料金の全額を外部委託費用に充て余剰が出なければ問題は無い。」と誤った認識が定着してきたものと考えられる。また、書類の中では、あくまで「陸運局の指導」や、「陸運局の規定」等と言った表現をしており、これが「法律に違反することである。」という認識が無く、もう少し軽く考えていたのではないかと考えられる。
- ⑥平成 19 年から平成 21 年にかけての資料は法人で検討・作成したものであり、その時点では、星陵高校だけでなく、法人としても、「徴収した利用料金の全額を外部委託費用に

充て余剰が出なければ問題は無い。」と誤った認識をしていたようである。

- ⑦平成 21 年の資料以降、スクールバスの運営方法について検討した記録は残っておらず、法人としても、平成 21 年時点の誤った認識のまま現在に至っていると考えられる。

3. 静岡北高校におけるスクールバス運営の経緯

次に、静岡北高校におけるスクールバス運営の歴史について報告する。

(1) 平成7年 静岡北高校においてスクールバスを導入した。

静岡北高校では、部活動で利用していたバスが2台あったが、この2台のバスをもって通学用に、静岡北高校と草薙駅とを往復するスクールバスの運営を始めることとした。記録は残っていないが、当時の在籍者は、利用料金は路線バス運賃の半額であったと記憶している。運営開始に際して検討した記録は残っておらず、恐らくは同じ法人内の高校である星陵高校のスキームをそのまま踏襲する形で運営を始めたものと考えられる。利用者の父母等により立ち上げた外郭団体の名称は「通学友の会」であり星陵高校の団体と同じ名称であることから、星陵高校のスキームをそのまま流用していたことが推察できる。

また平成7年には、平成6年まで星陵高校の■■■■であった■■■■が静岡北高校の■■■■となっており、この少し後ではあるが平成10年には、平成9年まで星陵高校の■■■■であった■■■■が、静岡北高校の■■■■となる等の人事異動があったことから、星陵高校のスキームを静岡北高校に転用、指南し、その後定着していったのではないかと伺える。

(2) 平成7年～平成19年の間

平成7年以降、平成19年に至るまで、静岡北高校のスクールバス運営について検討した記録は残っていないが、平成11年度より4路線に増便したい旨の起案書が残っていた。本文中で、「現在、1路線」と記載があり、平成7年当時の在籍者の「バス2台」との記憶とは相違があるように見える。この違いは2台のバスで1路線を運行していたためではないかと考えられるが、あくまで推察でしかなく明確な記録もないため不明である。

【関連資料 添付資料 (11)】

●平成10年1月19日付

「平成11年度スクールバス運行路線の変更と増設について (伺い)」

※起案者や回覧印無し

(3) 平成19年 「スクールバス運営・会計の検討」

本検討資料の中に、北高における問題点として、「19年度予算のように、利用料収入（教育振興会からの寄付金）が、委託バス費用を超過すると、白バス費用分も支出したとみなされ、陸運局の規定に反したことになる。したがって、利用料収入は、委託バス費用以下でなければならない。」との記載がある。

これより、本部としては「徴収した利用料金の全額を外部委託費用に充て余剰が出なければ問題は無い。」という認識があるようだが、実際に静岡北高校が作成した平成19年度の予算としては、利用料収入が委託バス費用を超過していることから、静岡北高校としては、

そのあたりの認識が無かった、もしくは弱かったのではないかと想像できる。

(4) 平成 20 年 「静岡北高等学校スクールバス運営方法の変更に伴う「通学友の会」会則の変更について」

法人室経理が作成した報告であり、内容としては概ね平成 19 年の「スクールバス運営・会計の検討」(※添付資料(8))並びに平成 21 年の「平成 21 年度以降のスクールバス運営方法について」(※添付資料(9))と同じ内容であり、やはり本文中には、「陸運局の指摘を受ける可能性のある、委託バス経費を補助活動収入は超過しない」や、「補助活動収入は、委託バス経費を超過しておらず良好な状況である。」との記載がある。

【関連資料 添付資料(12)】

●平成 20 年 7 月 3 日付

「静岡北高等学校スクールバス運営方法の変更に伴う「通学友の会」会則の変更について」
作成者： XXXXXXXXXX

(5) 平成 21 年 「平成 21 年度以降のスクールバス運営方法について」

この通知については、星陵高校と同様である。

(6) 現在に至るまで

またこちらも星陵高校と同様に、平成 21 年度に行われた検討以降、現在に至るまでの間におけるスクールバス運営の検討に係る資料は確認できず、この時の内容で現在まで運営が続いている。

(7) まとめ(静岡北高校)

- ①平成 7 年にスクールバス運営を開始しているが、設立した外郭団体の名称も「通学友の会」と星陵高校と同じであり、星陵高校のスキームをそのまま流用していたと考えられる。記録としては残っていないが、当時の在籍していた教職員は、利用料金を徴収していたと記憶しており、星陵高校と同じスキームだとした場合、利用生徒の父母による通学友の会で集めた寄付を学校会計に入れていたと考えられる。
- ②静岡北高校に関して、平成 7 年以降、平成 19 年に至るまで、スクールバス運営について検討した記録は残っていない。この間、星陵高校においては平成 9 年における陸運からの指摘を受け、「通学友の会」の解散、「スクールバス安全運行委員会」の新設等が行われているが、静岡北高校においては「通学友の会」がそのまま存続していることから、星陵高校で受けた指摘や指導が、静岡北高校には共有されていなかったのではないかと考えられる。
- ③平成 19 年の検討資料では、静岡北高校の予算において利用料収入が委託バス費用を超過していることから、静岡北高校では当時の星陵高校のように、「徴収した利用料金の全額

を外部委託費用に充て余剰が出なければ問題は無い。」のではなく、「直接利用料として徴収せずに、利用生徒の父母から集めた寄付を、施設設備の名目で学校会計に入れるスキームが違法では無い。」と考えていたのではないかと推察できる。

- ④しかしながら、平成 19 年からの検討を経て、平成 21 年に「平成 21 年度以降のスクールバス運営方法について」の通知が出された時点では、法人、星陵高校並びに静岡北高校における共通認識として、「徴収した利用料金の全額を外部委託費用に充て余剰が出なければ問題は無い。」という考え方になっていたものと推察できる。
- ⑤平成 21 年の資料以降、スクールバスの運営方法について検討した記録は残っておらず、法人、星陵高校並びに静岡北高校ともに、平成 21 年時点の誤った認識のまま現在に至っていると考えられる。

4. まとめ（全体）

本学園でスクールバスの運営を開始したのは、平成 6 年の星陵高校からである。当時の認識としては、(A)「スクールバス利用生徒の父母によって組織した通学友の会で、協力金として寄付を集め、施設設備の助成として学校会計に組み入れれば問題が無い」（平成 6 年）と考えていた。一方、静岡北高校では、1 年遅れの平成 7 年より、スクールバス運営を開始したが、その際には、先行実施していた星陵高校のスキームをそのまま適用した形で運営を開始した。

このスキームで運営を続けていたところ、星陵高校に対して、平成 9 年に陸運より、この方法は違法であるとの指摘があった。翌年、星陵高校では外部委託バスの利用も開始するが、陸運の指摘・指導により、(B)「自バス利用者からは料金は徴収できない」（平成 10 年）という認識があったため、外部委託バスの利用者からのみ利用料を徴収することとした。一方で静岡北高校では、この際に星陵高校に対してあった指摘・指導内容が共有されていなかったようである。

平成 13 年、徴収した利用料金を自バスの修理等に使用していたことに対して陸運から指導を受け、この際には、(C)「利用料金は営業車のために使わなくてはならない」（平成 13 年）という認識であった。表現内容より、問題に対する認識が少しずつずれてきていることが疑われる。この間、静岡北高校のスクールバス運営については特段の動きは無い。

平成 19 年には、法人室主導でスクールバス運営・会計の検討を行っているが、この検討における主な目的は、会計処理等に係る、監事・会計士からの指摘に対する対応であった。しかしながらこの際には、法人として、(D)「利用料収入を徴収しても、業者委託バスの支払いだけに充て、余剰が出ていなければ問題がない。」（平成 19 年）という認識があった。

以降、法人としてこの認識のまま、現在（令和 4 年 4 月 28 日の強制捜査）に至っているものと考えられる。

整理すると、星陵高校、静岡北高校、法人のそれぞれにおけるスクールバス運営に関する認識は次のとおり変遷してきている。

【星陵高校】

(A)「スクールバス利用生徒の父母によって組織した通学友の会で、協力金として寄付を集め、施設設備の名目で学校会計に組み入れれば問題が無い」（平成 6 年）



(B)「自バス利用者からは料金は徴収できない」（平成 10 年）



(C)「利用料金は営業車のために使わなくてはならない」（平成 13 年）



(D)「利用料収入を徴収しても、業者委託バスの支払いだけに充て、余剰が出ていなければ問題がない。」(平成 19 年)

【静岡北高校】

(A)「スクールバス利用生徒の父母によって組織した通学友の会で、協力金として寄付を集め、施設設備の名目で学校会計に組み入れれば問題が無い」(平成 6 年)



(D)「利用料収入を徴収しても、業者委託バスの支払いだけに充て、余剰が出ていなければ問題がない。」(平成 19 年)

【法人】

(D)「利用料収入を徴収しても、業者委託バスの支払いだけに充て、余剰が出ていなければ問題がない。」(平成 19 年)

いずれも、過去から長年に亘り、誤った認識のまま現在まで運営を続けてきてしまっていたということになる。

5. 総括

(1) これまで運営について

本調査委員会の目的である「どのような経緯で今の運営方法になったか」という点については、前述のとおりである。星陵中高、静岡北中高ともに、認識に多少の変遷はあったものの、スクールバス運営開始時から現在に至るまで(※)、「違法性は無い」という誤った認識のもと、実際には、「道路運送法に違反した状態」のまま、運営を続けてきてしまっていたというのが事実である。

(※ 星陵は平成10年から数年間は適法な状態であった。)

(2) 法人としての問題点

本件について、法解釈を錯誤したまま運営を続けてきてしまったということが根本の問題ではあるが、それとは別に、法人として大きな問題が2点あると、本委員会としては考えた。

①法人内で情報の共有が出来ていなかった

星陵・静北・法人の間で、正確な認識と情報の共有が出来ていなかったという点である。星陵において、陸運から平成9年並びに平成13年に指摘・指導を受けたという記録は残っているものの、これについて法人に報告をしたという明確な記録は残っておらず、同様にこの内容を静北に対して共有したという記録も残っていない。当時の関係者に対するヒアリングによると、平成9年頃、陸運から法人宛に連絡があり、運営方法について星陵と話をした記憶はあるとのことだが文書としては残っておらず、重大な問題だという認識が無く、また当時は内部統制の仕組みも出来上がっていなかったことから、情報の共有がしっかりとできていなかったものと思われる。本来であれば、この時点で、違法性に対する正確な理解をし、法人全体で共有しておくべきであった。

②違法性という観点の欠如

これまでに、折々でスクールバスの運営方法について検討する機会があったにも関わらず、違法性という観点での議論を全くしてきていなかったという点である。

最初のタイミングとしては、平成9年に陸運から受けた指摘・指導を受けた際だが、この時には陸運からは「違法である。」と明言されているため、星陵における問題として片づけてしまわず、法人全体として十分に検討をするべきであった。

次のタイミングとしては、平成19年～平成21年において、監事並びに会計士による監査の結果を受けて会計処理の方法の統一を行っているが、この際には、会計処理についてのみ丁寧な検討を行い、違法性という観点からの議論は全くなされてこなかった。

また平成24年には、高速ツアーバス事故を契機に、外部委託バスの料金体系が大きく変わることがあったが、この際には星陵並びに静北から相談があり、法人としても協議検討を行ったものの、委託料金の多寡に係る話に終始し、違法性という観点からの議論は全くなされていなかった。

このように、今になって振り返ってみると見直す機会は何度もあったものの、その機を逃してきてしまっていることが問題である。

(3) 再発防止について

本件に限らず、今後、法に違反することなく、法人として適正な運営を行うという観点から、前述の2点について次のように考える。

①法人内の情報共有について

平成9年並びに平成13年当時は、コンプライアンスやガバナンスという意識があまり浸透していなかったという背景があり、執行部役員の役割分担と責任権限が明確に定められておらず、執行部役員が集まる会議も頻繁に行われていなかった。このようなことから、情報共有についての風土や体制が十分とはいえない状況にあったといえる。しかしながら、平成20年には、外部コンサルを入れた「内部統制システム構築プロジェクト」を立ち上げ、経営管理体制の再構築並びにコンプライアンスの体制整備を実施している。これが奏功し、平成19年～平成21年における会計処理方法の統一の検討時や、平成24年における委託料金の見直し時において、実際には法的観点からの見直しがされずに現在まで誤った運営を続けてきてしまったという問題はあるにせよ、情報の共有自体は出来ていた。

それ以降、現在では、理事長により部門ごとの担当理事が任命されており、担当理事を含めた内部理事が集まる経営委員会を月に2回開催し、法人と各部門との連携は密にとれているといえる。また、当時と比べて昨今は、世間的にもコンプライアンスやガバナンスへの意識は非常に高くなっており、このあたりに対する役員等の意識も高く、新しい取り組みを始める場合等には、お互いに情報共有する風土も醸成されている。

このため、情報共有体制自体は、現在では十分に構築出来ていると考えるが、結果として本件の問題が見過ごされてしまっていたことを含めて、改めて経営委員会において報告を行い、注意を促し、役員等に意識づけしていくことで、より再発防止に繋がるものである。

②違法性という観点からのチェック体制について

学校法人として、主に教育に関連する法律についてはこれまでも各担当者ともにアンテナを高く張り、法令に反していないか、法改正があった場合には、どのような対応が必要か等について慎重に対応してきた。また、この教育に係る部分については、定期的に文部科学省や静岡県私学振興課からの通知、連絡、調査等のチェックも入るため、適法に運営されている。

しかしながら、今回の道路運送法をはじめ、それ以外の法令に係る部分について、不十分であったと言わざるを得ない。この要因としては、次のように考える。一般的に、前任者から引き継いだ業務について、余程疑わしい場合を除き、違法性を疑うことはないと思われる。また、法的な専門知識を持たない一般の教職員が、日々の業務を遂行する中で、

継続的に行われている業務等の違法性のチェックを行うことは非常に難しく、実際に、これが万全に行われていたとは言えない状態であった。

この点については、今回のケースを例に、これまでとは違った観点で注意を払い業務にあたるよう全教職員に周知を行い、これまでのように教育という枠組みに留めず、様々な分野の研修を実施する等し、再発防止に努める必要がある。

とはいえ一般の教職員では、限度があり全てを網羅した対応は困難であるため、今後、本部において、法的な専門知識を有する者を配置し、コンプライアンス、法務等を専門で扱う部署の設置、または人員の配置も検討していく必要があるだろう。

以上が、本委員会による報告である。

6. 添付書類

- (1) 平成 5 年 2 月 19 日付
「スクールバス実施に伴う陸運事務所訪問について」 作成者：[REDACTED]
- (2) 平成 6 年 3 月 25 日付
「誓約書」2 通 星陵高等学校 [REDACTED] 名 中部運輸局静岡陸運支局長宛
- (3) 平成 9 年 7 月 22 日付
「スクールバス運賃徴収の件について」 作成者：[REDACTED]
- (4) 平成 9 年 8 月 4 日付
「星陵高等学校 スクールバス運行に関わる陸運局からの指導事項について（報告）」
作成者：[REDACTED]
- (5) 平成 9 年 9 月 24 日付
「陸運支局指導事項（スクールバス運行にともなう）の改善について（報告）」
作成者：[REDACTED]
- (6) 何日付か不明
「星陵高校スクールバス安全運行委員会会則」
- (7) 平成 13 年 7 月 26 日付
「第 1 回スクールバス安全運行委員会議事録」
- (8) 平成 19 年 11 月 20 日付
「スクールバス運営・会計の検討」 作成者：[REDACTED]
- (9) 平成 21 年 4 月 8 日付
「平成 21 年度以降のスクールバス運営方法について」 経理通知第 21-1 号
- (10) 何日付か不明
「スクールバス運営事業計画」
- (11) 平成 10 年 1 月 19 日付
「平成 11 年度スクールバス運行路線の変更と増設について（伺い）」
※起案者や回覧印無し
- (12) 平成 20 年 7 月 3 日付
「静岡北高等学校スクールバス運営方法の変更に伴う「通学友の会」会則の変更につ
いて」作成者：[REDACTED]
- (13) 両校におけるスクールバス路線数並びに台数の変遷

以上